

資料編

【目次】

1	本計画策定の経緯	87
2	関係条例等	93
3	障害福祉サービス等についての説明	98
4	用語の解説	108

本計画策定の経緯

1 策定の経過

(1) 仙台市障害者等保健福祉基礎調査の実施

次期「仙台市障害者保健福祉計画」、第7期「仙台市障害福祉計画」、第3期「仙台市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害のある方の日常生活の状況、福祉サービスの利用状況、市民の障害のある方に対する理解の状況等を把握することを目的として実施。

実施期間	詳細
令和4年10月～ 令和4年12月	仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査）
令和4年12月～ 令和5年3月	仙台市障害者等保健福祉基礎調査（ヒアリング調査）

(2) 仙台市障害者施策推進協議会の開催

開催日時	開催内容
令和5年 1月31日	令和4年度第8回 ・ 諮問
令和5年 3月16日	令和4年度第10回 ・ 次期計画策定の協議スケジュール
令和5年 5月18日	令和5年度第1回 ・ 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果報告 ・ 現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価、課題、新たな視点
令和5年 7月26日	令和5年度第2回 ・ 次期計画の策定（構成および視点） ・ テーマ別議論（就労）
令和5年 8月29日	令和5年度第3回 ・ 次期計画の方向性（理念、基本目標） ・ テーマ別議論（人材確保・定着）
令和5年 9月20日	令和5年度第4回 ・ 成果目標・活動指標 ・ テーマ別議論（障害児）
令和5年 10月26日	令和5年度第5回 ・ 次期計画の方向性（理念・基本目標） ・ 中間案骨子 ・ 関連機関からの報告
令和5年 11月28日	令和5年度第6回 ・ 中間案、パブリックコメント概要
令和6年 3月12日	令和5年度第7回 ・ パブリックコメントの結果報告、答申案

(3) 計画に関連する本市附属機関等での検討

① 仙台市障害者自立支援協議会

- ・ 障害児者が地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生み出さないための相談支援体制の質的・量的拡充
- ・ 各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取り組みの汎化
- ・ 人材育成に係る研修体系等の確立

② 仙台市精神保健福祉審議会

- ・ 地域における支援体制のあり方
- ・ 精神障害者の地域移行の推進

③ 仙台市発達障害者支援地域協議会

- ・ 学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方
- ・ 成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方

2 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿（五十音順・敬称略）

委員名	所属・職名（）内は委員任期
秋山 一郎	仙台市教育局特別支援教育課長
大坂 純 【会長】	東北こども福祉専門学院副院長
奥田 妙子	社会福祉法人愛泉会本部長
小野 彩香	特定非営利活動法人 Switch 代表理事 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
小幡 佳緒里	仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）
鹿野 英生	医療法人社団初心会社のホスピタル・あおば理事長・院長/一般社団法人 仙台市医師会理事
加納 悦子	仙台公共職業安定所職業相談部長（令和5年3月31日まで）
菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長
熊井 正之	東北大学大学院教育学研究科教授
熊谷 経光	社会福祉法人家庭福社会理事長（令和5年2月4日まで）
佐々木 洋	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会副会長兼常務理事（令和5年4月20日から）
佐々木 寛成	佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事
柴田 和子	宮城県自閉症協会副会長
高橋 勝彦	社会福祉法人わらしべ舎理事長（令和5年3月1日から）
高橋 秀信	仙台市視覚障害者福祉協会会長
寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事（令和5年3月31日まで）
中嶋 嘉津子	一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事
西尾 雅明	東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会
野内 伸一	仙台公共職業安定所職業相談部長（令和5年4月1日から）
支倉 敦子	全国膠原病友の会宮城県支部運営委員/特定非営利活動法人宮城県患者・ 家族団体連絡協議会理事
早坂 勇人	社会福祉法人チャレンジドらいふ 副理事長（令和5年1月1日から）
三浦 剛 【副会長】	東北福祉大学総合福祉学部教授
山下 はる奈	特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ

3 中間案への意見募集（パブリックコメント）

（1）意見募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）

（2）意見募集方法

- ① 市政だより、市ホームページ、市公式LINEによる周知
- ② 市施設・公的機関等における配布・閲覧
区役所・総合支所、公所、市政情報センター、市民図書館、市民センター、
仙台市福祉プラザ 等
- ③ 障害者関係団体、事業者等への配付
福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、ひとにやさしい
まちづくり推進協議会加盟団体、商店街振興組合 等
- ④ 仙台市民生委員児童委員協議会理事会、並びに各区民生委員児童委員協議会
委員会での周知
- ⑤ ココロン・カフェ参加者への周知

（3）意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

（4）情報保障*

点字版、ルビ版、テキスト版（音声データ対応）、わかりやすく説明する版

（5）意見提出数・件数

- ① 提出者数
90人（内訳：郵送1人、ファクス4人、電子メール8人、電子申請77人）
- ② 意見件数
500件

(6) 意見の内訳

該当項目	件数	該当項目	件数
計画全般	50 件	第 4 章 障害福祉計画(第 7 期)・ 障害児福祉計画 (第 3 期)	21 件
第 1 章 計画策定の概要	5 件	第 5 章 計画の推進	8 件
第 2 章 障害のある方を取り巻く 現状	14 件	事業・サービス等	292 件
第 3 章 計画の方向性	38 件	その他	72 件
合計			500 件

関係条例等

1 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和 63 年 12 月 20 日

仙台市条例第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6、3・平 13、10・平 17、3・平 23、10・平 24、3・改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

(平 6、3・改正)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 24、3・改正)

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平6、3・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第49号で、平成6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第2条第2項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成7年5月31日までとする。

附 則 (平13、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平17、3・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成17年8月規則第92号で、附則ただし書に係る規定は、平成17年8月10日から施行)

附 則 (平23、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 24、3・改正）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

（平成 24 年 5 月規則第 54 号で、附則第 1 項ただし書に係る規定は、平成 24 年 5 月 21 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

2 仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成30年3月8日
仙台市障害者施策推進協議会決定

第1 趣旨

仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第36条第1項第2号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第88条の2に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること
- 3 児童福祉法第33条の21に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画をいう。

第3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものとする。

1 監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量
- エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1 監視及び2 調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

監視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1 監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

障害福祉サービス等についての説明

本編第4章の「4 見込量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

1 障害福祉サービス

①訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
②日中活動系	生活介護	日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練や相談助言等を行います。
	就労選択支援	アセスメント等の実施により、障害者本人が一般就労*や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の状況などに合った選択ができるよう、必要な支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業などへの雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

	就労継続支援A型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びます）。
	就労継続支援B型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びません）。
	就労定着支援	一般就労*に移行した方の就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。
	短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③ 居住系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	地域生活支援拠点*等	障害のある方が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制づくりを行います。

2 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必
--------	---

	要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適應することができるように支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上や社会との交流促進のための必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適應のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器を装着しているなど日常生活のために医療を要したり、疾病のため感染症にかかるおそれがあるため、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適應することができるように支援を行います。
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
医療的ケア児*に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児*などが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指しま

ネーター	す。
特別支援保育事業	生後5か月以上から小学校就学前の保育が必要な、特別支援保育審議委員会において集団保育を受けることが可能とされた児童の保育を行います。
居宅訪問型保育事業	障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において1対1で保育します。
放課後児童健全育成事業	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

4 発達障害のある方等に対する支援

発達障害者支援地域協議会	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如・多動症などの発達障害のある方等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。
発達障害者支援センター	発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、本市では北部及び南部アーチルを指します。
発達障害者地域支援マネジャー	発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者を指します。
ペアレントトレーニング	障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目指したトレーニングを行います。
ペアレントプログラム	保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけられます。
ペアレントメンター	発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提

	供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートを行います。
ピアサポート	同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場	本市では、精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向けた協議を行います。
---------------------	--

※精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）については、「1 障害福祉サービス」と「2 相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のある方に限定したのになります。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センター*	本市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組み等を実施します。
協議会	障害児者の支援体制の整備を図ることを目的に、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制のあり方について協議を行う障害者自立支援協議会を指します。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修への参加や相談支援従事者初任者研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を、事業所や近隣自治体と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等に活用します。
運営指導等	指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「運営指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」を行います。

集団指導	指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法により行います。
------	---

8 地域生活支援事業*

① 必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
	障害者相談支援事業	障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
	成年後見制度*利用支援事業	成年後見制度*の利用が必要と認められる知的障害のある方や精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。
	成年後見制度*法人後見支援事業	法人後見業務開始の相談があった場合に、情報提供などを行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記*者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
	日常生活用具給付等事業	身体障害等のある方に対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など6種の用具の購入費等を支給します。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方が外出するための支援を行います。
	地域活動支援センター (基礎的事業・機能強化事業)	地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター（アーチル）において、来所や訪問による相談を受け付けます。
	障害児等療育支援事業	障害のある方や障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導を行うことにより、地域生活を支援します。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者と要約筆記*者、盲ろう*者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の養成研修を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者と要約筆記*者の広域派遣を行います。また、盲ろう*者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の派遣も行います。
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。 また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神障害のある方が自らの疾患や病状について正しく理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用を行い地域移行・地域定着を支援します。
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	発達障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行うため、発達障害者支援地域協議会を運営します。
②任意事業	福祉ホームの運営	住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。
	訪問入浴サービス	身体障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行います。
	生活訓練等	日常生活に必要な訓練や支援を行います。
	日中一時支援	障害のある方の介護を普段行っている家族等が、病気や休養などのため介護できない場合に、障害のある方を日中時間帯に施設で一時的に受け入れ、入浴、排せ

	つ、食事の介護などを行います。
地域移行のための安心生活支援	地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置を行います。本市では、地域生活支援拠点*においてこれらの支援を行います。
巡回支援専門員整備	障害のある児童等の要支援児が利用している児童館等において、要支援児への適切な対応を図るため、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童の様子を観察し、児童館等職員への助言や指導を行います。
医療型短期入所事業所開設支援	医療的ケア児*者や重症心身障害児*者等が在宅生活を継続していけるよう短期入所が利用しやすい環境を整備することを目的に、既存の医療機関や介護老人保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設支援を行う。
レクリエーション活動等支援	障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの推進、パラスポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
芸術文化活動振興	障害のある方の文化芸術活動を支援する講座などを実施します。
点字・声の広報等発行	点訳、音訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をする上で必要な情報を定期的に提供します。
奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業	意思の表出に高い困難性を有する障害のある方が、重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションを取り続けられるよう、技術的な支援をします。

9 地域生活支援促進事業*

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。
----------------------	---

発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のある方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行います。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体制の強化、虐待を受けた方の保護及び安全確保のための体制整備などに関する取り組みを行います。
成年後見制度*普及啓発事業	研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通して、成年後見制度*の利用を促進し、障害のある方の権利擁護を図ります。
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害児者やその家族に対する支援体制を整備します。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に資する取り組みを推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害時地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。
障害者 ICT*サポート総合推進事業	視覚障害のある方に ICT*機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ICT*機器の操作について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方が大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長1年間）、大学等への通学中と大学等の敷地内における身体介護等を提供します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	肢体不自由や視覚障害、知的障害、精神障害等により、行動上著しい困難がある方が、企業等において

	就労するにあたり、通勤支援や職場等における支援を提供します。
入院者訪問支援事業	精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣します。

用語の解説

Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI 【初出 23 ページ】

東北障がい者芸術支援機構が2015年から開催している「障がいのある人の芸術活動を通じた生きがいづくりの促進」を目的とした公募展。

社会生活において何らかのハンディのある方を対象に、自らが制作した芸術作品を世界から公募し、入選作品をせんだいメディアテークにて展示している。

ICT 【初出 28 ページ】

情報通信技術Information and Communication Technologyの略。

情報 (information)や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では、同様の言葉としてIT (Information Technology: 情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

あ行

アウトリーチ 【初出 25 ページ】

支援や援助が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない方、支援の届きにくい方や、その関係機関等に行政機関や支援機関が出向き、積極的に働きかけて必要な情報や支援を届けるプロセスのこと。

アクセシビリティ 【初出 1 ページ】

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

一般就労 【初出 15 ページ】

障害のある方が企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。

医療観察制度 【初出 67 ページ】

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく制度。本制度は対象となる人に対して適切な医療や必要な観察等を行うことによって、その社会復帰を促進することを目的としている。観察等には指定医療機関、地域関係機関、保護観察所が一体となって当たる。

医療的ケア児 【初出 8 ページ】

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助など)を受けることが不可欠である児童。

インクルージョンの推進 【初出 24 ページ】

障害の有無を問わず、すべての方が差別されることなく受け入れられ、お互いに尊重されることで、地域社会や所属先等、様々な場面で、その能力を発揮して活躍できるよう、合理的配慮の提供や障害の理解啓発等を進めること。

親なきあと 【初出 13 ページ】

日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障害のある方が、親が亡くなった、あるいは子の面倒を見れなくなった後に直面しうる、生活に困難を抱えた状況を表現した言葉。

か行

介護給付 【初出 11 ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴の介助等のいわゆる介護に関する給付。

基幹相談支援センター 【初出 15 ページ】

地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施する市設置の機関。

共生型サービス 【初出 32 ページ】

障害福祉または介護保険のいずれかの居宅・日中活動系サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすく基準を設けたもの。

強度行動障害 【初出 16 ページ】

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

業務継続計画（BCP） 【初出 32 ページ】

自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、業務の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための手法、手段などを取り決めておく計画。

訓練等給付 【初出 11 ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

5歳児のびのび発達相談 【初出 23 ページ】

就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に、相談を実施するもの。

高次脳機能障害 【初出 3 ページ】

事故や脳血管疾患などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

合理的配慮 【初出 6 ページ】

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。※関連用語「(障害を理由とする)差別」

国際障害者年 【初出 5 ページ】

1981年を指し、「完全参加と平等」がテーマとされ、次の目的を実現するため国際的な取り組みを行うことが国連総会で決議された。

- (1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。
- (2) 適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようにすること。
- (3) 障害者が社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を利用しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。
- (4) 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること。
- (5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

国連障害者の十年 【初出 5 ページ】

国際障害者年の成果をもとに検討されてきた「障害者に関する世界行動計画」の実施にあたって定められた1983～92年までのこと。

心のバリアフリー 【初出 68 ページ】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支えあうこと。

個別避難計画 【初出 6 ページ】

高齢者や障害者など災害時に避難の支援が必要となる方を対象に、避難を支援する方やその方法、どこにどのような経路で避難するか、避難を行う際にどのような配慮が必要かなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画。

さ行

災害時要援護者情報登録 【初出 6 ページ】

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その登録された情報を町内会などの地域団体等へリストとして提供する制度。

(障害を理由とする) 差別 【初出 5 ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のない方にはつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

サポートファイル 【初出 53 ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い（ニーズ）や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録、施設や学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間での情報共有等に役立つ。

指定難病 【初出 10 ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

就学前療育支援システム 【初出 24 ページ】

就学前に療育が必要な児童とその家族を支援するため、児童発達支援センターにおける療育支援・家族支援のほか、地域相談員による子育て支援機関への訪問・相談支援や研修会等のほか、支援力向上に向けた専門的な助言等を行うアーチルの地域支援専従職員と

地域相談員との連携体制等を指す。

重症心身障害児 【初出 15 ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害児」、さらに成人した方を含めて「重症心身障害児者」という。

障害者ケアマネジメント 【初出 33 ページ】

障害のある方の地域における活動を支援するために、ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

障害者週間 【初出 66 ページ】

毎年12月3日から12月9日までの1週間のこと。

障害者雇用率（制度） 【初出 30 ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、雇用している労働者に占める障害のある方（身体、知的及び精神障害者）の割合を、法定雇用率以上とする義務があるもの。令和6年4月以降、民間企業は2.5%、国及び地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%の法定雇用率が定められ、令和8年7月以降は、更なる引き上げが予定されている。

小児慢性特定疾病 【初出 10 ページ】

18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。）がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

情報保障 【初出 65 ページ】

障害のある方が情報を入手するにあたって、代替りの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。※関連用語「要約筆記」

スーパーヴァイズ 【初出 39 ページ】

専門的知識や支援技術、支援の視点や考え方等を獲得することで、現在行っている支援を点検し、今後の支援向上に活かすことを目的に、高度な専門的知見を有する外部講師より助言等を受けること。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 【初出 51 ページ】

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたケアシステム。

成年後見制度 【初出 19 ページ】

知的障害や精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方を対象として、家庭裁判所への申し立てによりその方の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選任することで、法律的な支援を得られるようにする制度。

セルフヘルプ 【初出 30 ページ】

同じ病気や悩みを持つ障害当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支えあうこと。

た行

ダイバーシティ 【初出 67 ページ】

年齢、性別、国籍、障害の有無など一人ひとりが持つ多様性のこと。

地域生活支援拠点 【初出 27 ページ】

障害のある方が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制のこと。

地域生活支援事業 【初出 1 ページ】

障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。※関連用語「地域生活支援促進事業」

地域生活支援促進事業 【初出 53 ページ】

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語「地域生活支援事業」

デイジー（図書） 【初出 65 ページ】

デージー (DAISY) は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障害のある方や印刷物を読むことが困難な方等のためのデジタル録音図書の国際基準規格であり、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことなどができる。

な行

難病 【初出 3 ページ】

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。※関連用語「指定難病」

ノーマライゼーション 【初出 17 ページ】

障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていきける社会を目指すための活動。

は行

バリアフリー 【初出 21 ページ】

公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さを無くすこと。また、高齢の方や障害のある方等を含め、すべての人が壁を感じることはないような社会をつくらうという考え方のこと。

ピアカウンセリング 【初出 30 ページ】

障害のある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換を行うことを通して、自分で自分の問題を解決することを支援する。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

ピアサポーター 【初出 27 ページ】

同じような悩みや背景を持つ方、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支えあうことをピアサポート、ピアサポート活動を行っている方をピアサポーターという。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

ひきこもり 【初出 27 ページ】

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

福祉的就労 【初出 15 ページ】

障害のある方が企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。※関連用語「一般就労」

福祉避難所 【初出 6 ページ】

指定避難所で生活をし続けることが困難な高齢の方や、障害のある方等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

ふれあい製品 【初出 16 ページ】

仙台市では障害のある方が製作した製品をふれあい製品と呼んでいる。

補助犬 【初出 67 ページ】

盲導犬、聴導犬、介助犬を指し、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬のこと。

ま行

盲ろう 【初出 60 ページ】

視覚と聴覚の両方に障害のある方。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、その方により状況は大きく異なる。

や行

ヤングケアラー 【初出 27 ページ】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン 【初出 21 ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

要約筆記 【初出 30 ページ】

聴覚障害のある方への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。※関連用語「情報保障」

ら行

ロービジョン 【初出 73 ページ】

何らかの原因により視覚に障害を受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて

歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態。

令和6年 3 月

編集・発行／仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話番号 022-214-8163

FAX 022-223-3573

E-mail fuk005330@city.sendai.jp